

新婚世帯の 新生活を 応援します！

東伊豆町結婚新生活支援補助金



補助金額
夫婦ともに29歳以下の場合
最大60万円
夫婦ともに39歳以下の場合
最大30万円



住宅の購入

住宅の賃借

引越

リフォーム

対象世帯

- ◇ 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ◇ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ◇ 前年の夫婦の合計所得が500万円未満であること
(貸与型奨学金の返済がある場合は、年間返済額を所得から控除します)
- ◇ 対象となる住宅が東伊豆町内にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所がその住宅の住所であること
- ◇ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ◇ 夫婦共に過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと (他自治体も含む)

対象費用等 詳細は裏面へ



申請書類の提出・問い合わせ先

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地

東伊豆町役場 住民福祉課 子育て支援係

☎ 0557-95-6204

対 象 費 用

住居費	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、婚姻を機として、町内に住宅を購入または賃借するために要した費用のうち、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、仲介手数料が対象。
引越費用	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、婚姻を機として、町内の住居への移転に伴う荷物の移動、運送に要した費用のうち、引っ越し業者または運送業者に支払った費用が対象。
リフォーム費用	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、婚姻を機として、町内の住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新に係る費用が対象。 ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家具家電の購入及び設置に係る費用については補助対象外。

※ただし、婚姻より前に購入、賃借、引越し、リフォームした住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としたものであること。

申 請 の 流 れ



提出書類 ★は必須	確認欄
★ 東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式1号）	
★ 対象住居へ転入後の住民票の写し（世帯全員分）	
★ 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届け受理証明書	
★ 夫婦の令和7年度（令和5年分）の所得証明書 ※4～5月中に申請の場合は、令和6年度（令和5年分）のもの	
貸与型奨学金の返済がある場合年間返済額を確認できる書類	
★ 補助対象費用を証明する書類	
①住居費の場合 売買契約書または賃貸借契約書 及び 領収書又は受領書等の支払い証明書	
勤務先から住宅手当がある場合、住宅手当支給証明書（様式2号）	
②引越費用の場合 領収書又は受領書等の支払い証明書	
③リフォーム費用の場合 工事請負契約書又は請書 及び 領収書又は受領書等の支払い証明書類	

申請期間 令和8年2月末日まで

※ただし、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。